

## 入札説明書等に関する質問及び回答 ④落札者決定基準

ページ	番号	内容	質問	回答
落札者決定 基準 P3	5(1)ア	入札金額の 確認	<p>① 『入札金額が対象とする範囲については、事業期間におけるサービス購入費の合計額とし、入札書には、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した金額(金利部分は非課税)を記載する。なお、サービス購入費は、本施設の整備費、割賦利息及びサービス対価(選定事業者が行う維持管理業務に相当する費用等)を合計したものである。』とありますが、「金利部分」「割賦利息」は「応募者」が提案する「割賦金利(金融機関等からの借り入れ金利部分+手数料部分)」と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>② 『金利変動リスク：基準金利の設定時点(施設引渡し時)までの金利変動』の担保のために、提案提出時までのある時点での「基準金利」の定義・固定化をお願いいたします。</p> <p>③ 『サービス対価(選定事業者が行う維持管理業務に相当する費用等)』とありますが、入札時点では『サービス対価(PFI 事業者が行う維持管理業務に相当する費用等)』などの表記が適切と思われませんか。</p>	<p>① お見込みのとおりです。</p> <p>② 提案時に使用する市中金融機関からの借入金利については、ベース金利を2.0%と設定し、スプレッドは提案して下さい。スプレッドは「様式28-2」の「支払金利」欄に表示して下さい。割賦利息も提案とし、割賦金利の料率等は、「様式29-2」の「受取金利」欄に表示して下さい。但し、以上は入札金額の算定及び事業収支計画策定の目的で設定するものであり、これにより基準金利の設定までの金利変動を区が担保するものではありません。</p> <p>③ 落札者決定基準の通りとします。</p>